

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	主査	担当	担当							文書取扱主任		

第 17 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 24 年 11 月 26 日 (月曜日)	開会 13 時 30 分	閉会 15 時 15 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、荒木	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外～小野、山本、井上、大谷、窪之内		菊井次長
欠席委員			村井主任主事
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 戸籍総合管理システムのデータ移行に係る業務委託契約の債務負担行為について		
	(2) 「みんくるWa秋まつり」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について		
	(3) 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について		
	(4) 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について		
	(5) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の執行状況について		
	(6) 空き家対策の経過について		
	(7) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(8) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(9) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(10) 第 16 回厚生常任委員会における確認事項について		
	(11) 「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」の制定について		
	(12) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」の制定について		
	(13) 通信端末を利用した地域の見守り実証事業実施について		
2. 第 4 回定例会以降の調査事項について			
別紙調査事項のとおりとすることに決定した。			
3. その他について			

議 事 の 概 要	・福祉課より生活保護詐欺事件に係る住民訴訟の経過について報告があった。
	・清水委員より社会福祉事業団に係る厚生常任委員会の開催について、質問があったが、委員長から4定終了後のなるべく早い時期に開催したいと回答した。
	4. 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
	上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関藤龍也 ㊟

平成24年11月21日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成24年11月6日付け滝議第87号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	庄野雅洋
市民生活部参事	伊藤克之
市民生活部参事	石川雅敏
市民生活部くらし支援課長	配野英夫
市民生活部くらし支援課主幹	松本真理子
市民生活部くらし支援課副主幹	山川弘己
市民生活部くらし支援課副主幹	原田暢裕
市民生活部くらし支援課主査	運上琢論
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	工藤恒裕
市民生活部市民課長	榎木康人
市民生活部市民課主幹	杉原慶紀
保健福祉部長	佐々木哲
保健福祉部次長	樋郡真澄
保健福祉部福祉課長	国嶋隆雄
保健福祉部福祉課副主幹	中川祐介
保健福祉部福祉課主査	掘鋼治
保健福祉部福祉課主査	杉山敏彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前田昌敏
保健福祉部子育て応援課主査	関山佳世
保健福祉部介護福祉課長	高田和昌
保健福祉部介護福祉課主幹	渡辺多恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	谷本敏史
保健福祉部介護福祉課副主幹	小峯智
保健福祉部介護福祉課副主幹	深村栄司
保健福祉部介護福祉課主査	須藤公夫
保健福祉部健康づくり課長	長瀬文敬

保健福祉部健康づくり課主幹
保健福祉部健康づくり課主査

織田 恵子
岩佐 亨

(総務部総務課総務グループ)

第17回 厚生常任委員会

H24. 11. 26(月)13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- (1) 戸籍総合管理システムのデータ移行に係る業務委託契約の債務負担行為について (資料) 市民課
- (2) 「みんなくわあ秋まつり」の開催結果及び
「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について (資料) まちづくりセンター
- (3) 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について (資料) 暮らし支援課
- (4) 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について (資料) 暮らし支援課
- (5) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の執行状況について (資料) 暮らし支援課
- (6) 空き家対策の経過について (資料) 暮らし支援課

《保健福祉部》

- (7) 平成24年度一般会計補正予算について (資料) 健康づくり課
- (8) 平成24年度一般会計補正予算について (資料) 子育て応援課
- (9) 平成24年度一般会計補正予算について (資料) 福祉課
- (10) 第16回厚生常任委員会における確認事項について (資料) 福祉課
- (11) 「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防
サービス事業者の指定に関する条例」の制定について (資料) 介護福祉課
- (12) 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの
事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」の制定
について (資料) 介護福祉課
- (13) 通信端末を利用した地域の見守り実証事業実施について (資料) 介護福祉課

2. 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第17回 厚生常任委員会

H24.11.26 (月)13:30～
第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第17回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、議長出席、委員外議員としまして小野議員、山本議員、井上議員、大谷議員、窪之内議員の出席を認めます。渡邊龍之議員の傍聴を許可します。

報道関係につきましては、プレス空知の傍聴を許可します。

1. 所管からの報告事項について

それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。

まず、市民生活部より、冒頭に議案関連事項につきましては（１）、（３）、（４）となっております。

それでは、（１）より、戸籍総合管理システムのデータ移行に係る業務委託契約の債務負担行為についての説明を求めます。

（１）戸籍総合管理システムのデータ移行に係る業務委託契約の債務負担行為について

杉原主幹 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長 説明が終わりました。

清水 質疑ございますでしょうか。

清水 最後の本来なら議会を開いてというようなことを言われましたよね。

（「9月の定例会」という声あり）

清水 今の説明、その部分がよくわからなかったので、そこをもう一度説明をしていただきたいということと、もう一点は、結局何月から広域の電算式の戸籍事務が開始されるのか、これでいくと10月かなというふうに思うのですが、そこを確認をします。

杉原主幹 前回の9月の定例会で規約の承認をいただいたということで、それを受けてから業者との交渉に入ったということで、その前に前もってある程度中身をもう少し確認していれば、規約の議決と同時に債務負担行為の承認を一緒に出せたのかなということで、ちょっとそちらの説明をさせていただきました。

2点目なのですが、今の予定では来年、平成25年9月24日、滝川市がまず最初にスタートいたします。その1週間後にほかの4市5町が一斉にスタートするような形となっております。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

（なしの声あり）

委員長 なければ、報告済みといたします。

続きまして、（２）、「みんくるWa秋まつり」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果についての説明を求めます。

（２）「みんくるWa秋まつり」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について

工藤所長 （別紙資料に基づき説明する。）

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

総事業費と補助予定額の関係で、非常にその金額に近いものが13、14です。17も近い。恐らく特徴は講師を呼ぶという、要するに講師の謝礼及び旅費、交通費というのが主だとかこういうふうになるのだと思うのですが、そこをまず確認をしたいということと、もう一点は、今の津留崎直紀さんのチェロコンサートの開催については、コンサートは該当にならないということですが、例えばチェロ教室の開催とか、そういうことを一緒にやれば恐らくその部分については該当になるように思うのですが、その線引きについて確認をしたいと思います。初めの13番のほうです。丸加高原健康の郷の50万円という部分、講師謝礼ではないかということがございますけれども、当然こちらの概要に書いてございませとおり専門的な知識がやっぱり要求されるというようなことで、それにかかわる、市内ではなくて札幌等から来てもらった中で勉強会という形で数度にわたって開催するというようなことが予定されているというふうに申請にはなっております。あと今回この計画を策定するということが第1段階での今回の申請書の中身というようなことになってございまして、それを申請書につくり上げるためには、ここにも書いてあるそれぞれの意見を反映した中である程度の整理されたものをつくるというようなこと等の部分もこの予算、事業費の中に含まれているというふうなことで申請が出ているところでございます。

工藤所長

また、チェロコンサートの部分ですけれども、今委員さんお話ししたとおり、今回につきましてはチェロコンサートのみというふうなことの確認しております。ただ、滝川市出身ということもありまして、滝川市も吹奏楽については盛んな市ですので、今後そういった部分での指導、そういったこともこの中にあわせて入れることは可能かということも申請者のほうに確認したところなのですが、時間的な部分で今後はしていきたいという考えはあるということなのですが、今回は残念ながらそこまでには至らない。あくまでお金を取ってのコンサート、それに対する事業の申請ということから、今回については不採択としたところでございます。

以上です。

清水

これを聞くのは、海流座がありましたよね、財団か何かの補助がついたもの。それはワークショップをして、米倉斉加年さんが何回か滝川に来て、エキストラではないけれども、地元の人も出演するというのをやるという事業には100万円とかということなのです。それで、これからこういうことで例えば午前中に、滝川出身ということであればなおさらのだけれども、プロというか、すぐれた方のお話を聞くという、あるいはワークショップ的にやるということだけでもその道を目指している人にとってはすごく有益なわけですね。そこで、結局そういう線引きが結構難しくなるのでないかなという気がするのです。そこで旅費とか交通費出しまえれば、ほとんど経費的なことはそれで支払うことができるということがあるので、次年度以降こういうのは、どちらがいいのかって僕はちょっと判断に苦しむのだけれども、コンサートってたくさんやっていますから、そこは検討されたほうがいいかなと思いますが、お考えを伺います。

工藤所長

今お答えしたとおりなのですが、今回はコンサートのみということで、当然教室だとかワークショップということもあわせてするということになれば、コンサートとは申請も若干変わり、教室のほうの部分ということでコンサート

委員 長
木 下

を申請してもらうことも今後出てくるのかなということもありますので、また次年度に向けましてこの部分については検討させていただきたいと思います。ほかに質疑はありますか。

工藤所長

13番目、ちょっと確認なのですけれども、丸加高原再生計画策定事業の中で協議会、この中で丸加高原健康の郷は市の施設ですよね。下のほうの文言の中で、翌年度移行は計画に基づき、環境整備や施設整備など順次事業に着手する。本当に決めてかかっているみたいに思うのですけれども、市の施設でこれちょっと疑問に思うのですけれども、お聞きします。

申請者のほうからこういった形で申請が上がっています。それで、今木下委員さんおっしゃるとおり、実際に例えば施設の整備ということになると当然市の予算もかかってくる部分でございますので、ここでそういった部分もこの計画の中で今後必要となってくるということも示した中で、市のほうにも要望、要請ということまで考えているというのは伺っております。ただ、再生協議会のほうとしましても全部が全部市のほうに何もかも任せて、ただ計画をつくただけで終わりということではなくて、自分たちでできる部分は自分たちがするというのも踏まえてのこの申請と伺っているということから、こちらはちょっと誤解を招くような表現になってございますけれども、あくまでこれがイコール即市のほうの施設整備をするというものではないということも今説明させていただきます。

木 下

50万円では協議会だけではできないと思います。それで、今センター長がおっしゃったように、施設整備など順次事業に着手する、こうやって決めてかかることはこれから文言の整理はするという理解でよろしいのですか。

工藤所長
委員 長

そのとおりで。

そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員 長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(3)、滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(3) 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について

配野課長
委員 長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。よろしいですか。
(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(4)、中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についての説明を求めます。

(4) 中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について

配野課長
委員 長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。よろしいですか。
(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(5)、滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の執行状況につ

いての説明を求めます。

(5) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の執行状況について

(別紙資料に基づき説明する。)

配野課長
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

委員の皆さんございませんでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

委員外議員の中から質疑ございますでしょうか。

それでは、簡単に質疑の内容だけ述べていただきたいと思います。

井上委員外議員
委員長

申請の中身についてお聞きしたい。

今委員外議員のほうから申請の中身等についての質疑を求められましたけれども、委員の皆さん、質疑の内容を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、質疑につきましては2分以内でお願いいたします。

井上委員外議員

この申請件数の10件なのだけれども、補助金交付済みが1件となっているのですが、決定までになぜそんなに時間がたっているのか、その1件は私だと思うのだけれども、決定までそんなに時間がかかるものなのかどうか、そのところどんなふうになっているのか説明してください。

以上。

配野課長

おっしゃるとおり1件交付されているのは井上議員ということなのですが、井上議員におきましては7月に決定をして、順次それ以降10件ということになっております。補助決定をしてから工事を行って、検定を行って、確定をさせて支出ということになりますので、大変申しわけないのですが、この程度の時間はかかるということでご理解をいただければと思います。

(「どのくらいかかる」と言う声あり)

配野課長

済みません、担当がきょう出席していないので、細かい点はお話しできませんが、工事にもよると思うのですが、既築と新築ではまた違ってくると思うのですが、一概に何カ月というのは言えないのですが、1カ月から2カ月程度はかかるかと思います。正確にはわかりません。済みません。

石川参事

1件ということで、井上議員さんの例を申しますと、決定年月日が7月5日になっております。それで、確定したのが10月ということで、3カ月かかっていると。そして、3カ月たって確定が10月16日、その後に支払いをしているのが10月31日ということで、7月から支払いが終わるまでということでありまして3カ月半という形になります。今回のほかの9件、これについては全て決定しております。7月11日に決定しているものから、10件目で11月7日ということで、これからプラス3カ月ちょっと、工事終わってからということになりますので、大体そういうような目安になるということでございます。

以上です。

委員長
清水

ほかに質疑はありますか。

季節的に今年度の申し込みはもう終わりだろうと思いますが、当初の予算と、あるいは見通しと、この10件という内容を受けて、10件にとどまったと言うべきか、10件も来たと言うべきか、そのあたりの評価やその要因と制度内容との関係などについてどのように、総括まではまだされていないかもしれませんが、中間総括で結構ですので、お伺いをしたいと思います。

石川参事 当初10件、200万円ということで、今現在75.7パーセントという進捗というよう
な形になっております。このときから太陽光については買い取り制度というもの
がありました。ことしの8月で比較的買い取り制度が充実したということが
ございました。今回75パーセントまでになったという要因としては、小売で
キロワット当たり42円というような金額、これが追い風となってつけてきてい
るのだろうというふうな評価をしております。ただ、これから冬場ということ
で、確かに委員さん言われたとおりに余りないのではないかと思います。最終
的なものの評価については今後の最後の結果を見てというようなことにもなる
かと思えます。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。

続きまして、(6)、空き家対策の経過についての説明を求めます。

(6) 空き家対策の経過について
(別紙資料に基づき説明する。)

山川副主幹 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますでしょうか。

田 村 せっかく21件の把握をしたのですが、文書を送ったのは全員に送ったのかどう
か。返答来たのが4件ということなのだけでも、その他のことについては市
としてどういうふう考えているか。それと、この21件は全部持ち主が判明し
ているのか伺います。

以上です。

山川副主幹 送付件数につきましては、21件全部に送られた状況ではございません。所有者
の判明していない、所有者がいないというような物件もございましたので、21
件全部という形にはなってございません。

また、今後の市としての対応という形でございますけれども、引き続き次は勧
告の文書等の送付ということと考えてございますが、いかんせん個人の
所有物ということもございます。基本的には個人がみずからの責任において対
応していただくということが基本的なことと考えてございますので、市が直接
的に手を下すというのは本当に最終的な段階に至った場合というふうにして
ございます。

また、4件回答がございまして、ほかについては文書的には戻ってきてはいな
いので、届いているというふうなことで考えざるを得ない状況でございますが、
届いたにしても例えば施設のほうに入所しているというような状況もあるやに
聞いてございますので、全てにおいて回答が来るということは当初から予測は
してございませんでした。

委員長 今21件全部ではないというご答弁だったのですけれども、具体的に何件送付し
たのかというのはおわかりになるのでしょうか。

山川副主幹 不明という形で送付していないのは6件ほどございます。これは、相続放棄の
部分も含めまして、また旧居林電気さんの建物の所有者、これにつきましては
オリックス債権機構は建物自体の抵当権は所有しているというところでござい
ますけれども、ここには管理責任はないというふうなことで以前のときに回答
いただいておりますので、それらの部分についての送付はいたしてございませ

- ん。
- 田 村 役所の態度を見るといつもそう思うのだけれども、市でそういうふうにしたのであれば、機構にあっても送るべきです。強い者には送らない、文句言う者には送らないでいると、そのまんまになってしまいます。それと、勧告と言っても、これはあくまでも言われたように個人の所有物、勝手に壊すわけにはいかないということと、問題は不明の部分だと思います。所有者がわかっている部分にはそれなりの連絡はとっていけるけれども、不明の部分というのは、6件というのはどういう不明なのですか。
- 山川副主幹 相続放棄をされている部分、これが2件。それと、所有者が市外のほうにいらっしやって、文書を以前送ったときに届いていないというところ、これが2件。その他の2件につきましても、こちらのほうでの調査では所有者が判明できなかったというところでございます。
- 田 村 そういうものに対しては、今後どういうふうにしていくのか、所有者が市外といってもどこに引越したかわかると思うし、あるいは連絡が来ないものはそのまんまにしておくのか。しておくのならしておくでもいいのだけれども、どうもその辺が不平等に見える。債権機構だって幾らでもそういうものを送付して、受理させることは可能です。居林電気のところなんかいい例だけれども。それと、21件のうち不明が6件、戻ったのが4件、その他は出したけれども、返答も何もないということですか。
- 山川副主幹 所有者が市外の場合ということでございますけれども、所有者が転居した場合、住所上での追跡はお願いできるのですが、住民票上そこからまたほかの市に転出した場合の保存期間は5年間になるわけです。その5年間が経過した後であると追跡の方法としては戸籍による追跡しかないわけなのですが、戸籍を求めるときには利害関係者でないと交付していただくことができない状況にございます。ですから、転居期間が一定程度経過した方についての追跡は、私どものほうではできないということになってございます。
- それと、もう一つの所有者の方の対応ということでございますけれども、あくまでもこちらのほうから文書等による管理のお願いを繰り返していく中で、またご相談があればご相談に応じていく方法しかないのかなというふうに考えてございます。
- 田 村 これで最後にしますけれども、個人情報保護法が市同士でもそれはだめだということですか。法律をちゃんと守っていけば、市同士とか、あるいは公の機関が適正に運用するような場合は住民票の交付だとかそういうのも可能だと思うのですが、その再確認と、相続放棄の2件、これはどういう措置をするのか、その2件お答えください。
- 山川副主幹 住民票の関係につきましては、先ほども申しあげましたけれども、現住所がそこにある、あるいはそこに住民票、その市からまた他市町村へ異動した後に住民票自体は除票という形で残るわけなのですが、これは5年間保存されます。その部分についての交付を要求することはできます。ただ、戸籍に関しましては、戸籍の照会あるいは写しの請求というのは利害関係者でなければできない。これは、滝川市の市民課に要求をした場合も同じ回答をいただいております。ですから、戸籍関係についての追跡調査はしていけない。そして、1つに、税務課が課税情報による追跡というのは税の調査で可能なのですけれども、一定の課税額に達しない場合に課税はしていない。免税点以下という呼び方をして

いるのですけれども、そのために課税がされていない土地、建物というのがかなりございます。それについても税務のほうで情報持っておりませんので、その情報の提供を求めるといえるのはできない状況でございます。また、相続放棄の物件につきましては、相続放棄をされた方にその近くの方が購入を希望しているというようなことも、そういうような情報を差上げたのですが、法務局の登記の謄本を見ますと土地、建物ともある金融機関、その抵当物件になっていると、そうなるにつれて相続をすることによって負の遺産も相続することになる。すると、恐らく相続人の方は相続をすることはないのであろう。その相続物件につきましては、国の財産になって競売措置がされるまでは所有者がいらないというようなことになろうかと思えます。

以上です。

田 村 そうしたら、この場合建物は古くなる。崩壊寸前になる。でも、いじらないでそのまましておくのか、前回決めた危険物件は市の代執行でもって壊すという方法をとるのか、こういう放棄された物件の後始末はどういうふうになるのか伺います。

山川副主幹 確かに条例の中では行政代執行を入れてございます。行政代執行に至る物件というのは、その予算措置的なものも必要、そしてまた解体に向けた税金の投入がまた必要になってございます。そして、今度税金として投入した資金の回収が見込める場合、本来的には行政代執行の費用請求はその所有者に対して行えるというふうな形になりますが、相続放棄された物件、あるいは所有者が判明しないものについては資金の回収が見込めないということになろうかと思えます。ただ、その物件がやがてどなたかが相続していく可能性が相続物件の場合はあるわけです。それは、毎年相続されたかどうかということを確認しながら、相続された場合にはその方に対して請求をせざるを得ないというふうに考えてございます。ですから、行政代執行というのは、明らかに解体する必要があるのだということを市民あるいは議会での議論を経て、それで予算措置をして解体すべき建物、それが該当していくのだらうというふうに考えてございます。

委員長 そのほか質疑はありますか。

木 下 台帳の作成の中で5段階の危険度ランクづけを行ったと書いていますけれども、ランク別件数がわかりましたら、教えてほしいのですが。

山川副主幹 5段階のランクづけの件数でございますけれども、Aが2件です。Bが5件です。Cが5件。Dが2件。Eが7件。Eランクは危険度が高い。Aランクのほうは危険度が低い。ですから、もう既につぶれてしまったと、全く建物の形はない、つぶれてしまったというものはAに含まれることがあります。

(「違うでしょう、Eでしょう。」という声あり)

山川副主幹 Eは危険な状況ですから、居林電気さん、極端に言えばああいうように屋根、壁が崩壊して倒壊の危険性が高い。既につぶれてしまっている建物というものもあるのです。ただ、一部建物の形態ではありますけれども、それは危険度が低いということで、Aランクは危険度が低い、Eランクは危険度が高い。建物が倒壊をして、例えば敷地外に出てくる。道路に倒れる。隣地に倒れたものが向かっていく。危険度が高いものがEランクということでございます。

以上。

木 下 ランク別状況について、どんなものがAランクに入っているか、Bランクはどんなものが入っているかお聞きします。

山川副主幹

状況的にいきますと、建物自体は古い状況で若干傾いているとか一部飛散している状況があっても、今すぐ倒壊等の危険はないということがAランクでございます。Bランクは、さらに破損が進んでいる状況でございます。Cランクにつきましては、壁の一部が剥がれて建物の内部が一部見えるというような状況です。次に、Dランクでございますけれども、これは半分倒壊をしているけれども、周りに民家がない、そういうような建物がDランクというふうな形にしてございます。Eランクは、屋根、壁ともに崩壊している。また、敷地外、例えば道路ですとか隣地のほうに建物自体が傾いていっていると、そういう状況がEランクということで決定をしているところです。

委員長
清水

ほかに質疑はありますか。

まず、AからEというものは規則、要綱で定められているのであれば、それを伺いたい。

2点目は、田村委員の最終的にどうなるかという部分なのですが、所有者がいないものに対して資金回収は、それは無理でしょう。これは行政代執行でなくて建築基準法に基づく事務管理ということで行政が行政の費用で行うと、そういうことをやらざるを得ないわけで、条例はそこまできちっとその選択も入れているはずなのです。そのあたりの確認をしたいと思います。

3点目は、所有者がどこかにいるという場合の追跡についてなのですが、免税点以下というのは幾ら以下なのかということと、免税はするのだけれども、要件として免税しているから徴収権というものを行使できないと。だから、免税はするけれども、徴収権は行使できるという扱いはできないのか。

以上です。

山川副主幹

3点ご質疑いただきました。

1点目のランクづけを規則、要綱等で定めているかというご質問ですが、これは定めてはおりません。職員の検討会議の中で該当建築物の写真を見ていただきまして、その中で決定をさせていただいたところです。

次、2番目の最終的にどうなのか、事務管理という方法もあるのではということでございます。事務管理におきましては、危険性の一時的回避ということの場合に事務管理かなというところで考えてございます。今年度につきましても、1軒、建物のガラス等が飛散して隣地のほうにそれが飛んでいたという実例がございまして、これは職員が出向きまして、飛び出したガラスの片づけ、あるいは危険物のところを虎ロープ等で中に入れないような危険防止等に努めたところでございますけれども、事務管理ではここまでの限界なのかなと考えてございます。

次、3点目の所有者がどこかにいた場合ということで、当然どこかにいらっしゃるわけですし、相続放棄をされても相続人の方はいらっしゃるわけです。ただ、その方たちに対して建物の管理を求めてもなかなかしていただけない実態がございまして。また、免税点となっている物件につきまして、税務課のほうに所有者の調査等を行っておらない状況です。免税点の額が幾らかというのをお答えすることは私どものほうはできませんけれども、免税点以下の物件についてはなかなか調べるのが難しい状況にあるというところでございます。

清水

たしか1カ月ぐらい前だと思うのですが、政府がこの危険家屋についてというニュースが出ていたのは記憶しているのです。それ以上私深く見なかったのですが、こんなもの滝川でやっているからいいと思ったのですが、

今の皆さんの質疑、答弁を聞いていると、これは滝川市だけでは解決しがたいものもあるのかなという気がいたしました。それは何かというと、事務管理というのは危険回避だと、あるいは所有者の調査に限界があるということですが、所管の把握されている範囲で、国はどこまでの政策を考えているのかを伺いたいと思います。

山川副主幹

国の動向ということですが、詳しい動向については私どものほうでもつかみ切れてはおりません。ただ、空知総合振興局におきまして先日、振興局が中心となりましてこの空き家等の条例に関する情報交換を行いましょと、ただどこかに集まっての会議というスタイルではなくて、あくまでも空き家の条例の制定であるとか、対応の状況、それについての情報交換をしていまいしょとということが始まってございます。石狩総合振興局におきましては、市町村の関連する機構、そして市町村が集まって、この空き家に関する会議は昨年2回ほど開催されて、それはネット上でも閲覧できるような状況にございます。そのほか質疑はありますか。

委員長
副委員長

1点は、AからEまでの危険度が示されましたけれども、この返答の動きのあった4件はAからEの中のどれに当たるのかというのが1点目です。

それから、もう一点は、この条例は本当に滝川市が先行した条例だったというふうに思います。時間をかけてつくっていただいたいものだと思っていますけれども、基本的には廃屋に近いものが市民の命とかけがえがだとか、こういうものの危険性があるというところから発端したものです。そういう意味で、これは平等性の観点からいくと何とかしなければならないと、そのためには所有者も当然突きとめる努力はしないと。だけれども、難しいというような答弁もいろいろ聞きましたけれども、そういうことを克服するためにはこういうふうに変えなければならないとかあるわけです。こういう努力は不断にしていかないと、こういう規則になっているのだから、これ以上無理なのだと思っ投げ出してしまったら、いつまでたっても解決がつかないというのを私まず1点指摘しておきたいと思います。

それから、もう一点は、文書で通達をする。何回やっても返答が来ないで、通達をする。これだけではなかなか進まないのではないのかなと。市営住宅に入居している人は、滞納したときにはわざわざ家まで行ってお願いをするわけですよ。同じようなことは考えられているのかどうか、これについてお聞きをします。

山川副主幹

4件動きがございました。そのうちのAランクからEランクに該当するものとはいうご質疑ですけども、これにつきましてはCランクが2件、Eランクが2件でございます。

それと、この建物の所有者にする直接的な面談といえますか、会っての話ということですが、今年度になってから直接的にお会いしたという実績はございません。お会いしたことは、昨年に建物の今後の意向調査というアンケートを実施いたしましたけれども、そのときにお近くの方に、あるいは近隣にお住まいの方については直接お伺いをして、その建物の解体予定ですとか、そういうことについてのお考えをお聞きして、お会いしたことはございます。

以上です。

山川副主幹

1点答弁漏れがございました。今後の該当する危険家屋の所有者に対する対応

ということでございますけれども、一度指導文書等をお出ししてございますので、その後次の文書の前に直接電話でお話をしたいというふうに考えてございます。お話ができる場合ということでございますけれども、その方たちについては、市内の方、近隣の方についてはお会いをしてというふうにも考えてございます。遠い方、市外の札幌とか道外の方については文書でお願いをするしかないというふうに考えてございます。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、報告事項には記載されておりましたが、交通事故に関する報告が口頭でございますので、報告のほうをお願いいたします。

○交通死亡事故について

配野課長

貴重な時間をいただきまして、大変申しわけありません。予定案件にはございませんが、交通死亡事故が発生したということで、緊急に皆さんにご報告をさせていただきますと思います。

新聞等で既にご存じのこととは思いますけれども、11月19日、先週の月曜日でございます。死亡交通事故が発生いたしました。概略について説明をさせていただきます。時間については11月19日の午後5時ごろということで、場所につきましては滝川市新町3丁目5番、ちょうど東2号通の片側2車線の道路なのですが、文化センターと美術自然史館の間の変則交差点の箇所だということであります。概要につきましては、普通貨物自動車から東町方面から空知町方面へ直進中であります。手押し信号機の横断歩道付近の道路を車から見て右から左へ、方角的には西から東へ歩行者が横断していたと。そこで、渡り切る直前に76歳の女性がはねられて、最終的には死亡、ほぼ即死状態だったようです。押しボタン信号機はついてはおります。ただ、その押しボタン信号機は使用せずに、横断歩道の南側を、ちょうど西側から来て西側の車道を歩いてきたのか、警察の現場検証では車道を歩いてきたのではないかと、そのまま車道を歩いてきて、横断歩道を渡らずに文化センター側へ渡ったのではないかとこのようです。この事故を受けまして緊急に、翌日ですが、警察初め、安協、指導委員会、安管、関係機関が集まりまして現場点検を行いました。それを踏まえて、その後緊急対策会議も実施をしたところでありまして、この方夜光反射材はしていたというふうに現場検証はされております。ただ、その夜光反射材もすればいいというものではなくて、効果的な仕方というのがあるようで、要は隠れるようなところにしても効果がないと。今後におきましては夜光反射材を着用していただくのはもちろんですが、効果的な夜光反射材の着用、それから地道な交通安全教育に努めていきたいとその緊急対策会議で話し合われたところでありまして、ちなみに、滝川市の交通死亡事故死ゼロが929日、これは全道の市の中で一番長かったものなのでございますけれども、また一からのスタートということになったということで、報告をさせていただきます。

委員長

報告が終わりました。
質疑はございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

委員長

ここで所管が入れかわりますので、10分間休憩入れまして、50分より再開いた

しますので、暫時休憩といたします。

休 憩 14:40

再 開 14:50

委員 長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

保健福祉部より（7）、平成24年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

（7）平成24年度一般会計補正予算について

長瀬課長

（別紙資料に基づき説明する。）

委員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

（なしの声あり）

委員 長

それでは、報告済みといたします。

委員 長

続きまして、（8）、平成24年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

（8）平成24年度一般会計補正予算について

樋郡部次長

（別紙資料に基づき説明する。）

委員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

（なしの声あり）

報告済みといたします。

続きまして、（9）、平成24年度一般会計補正予算について説明を求めます。

（9）平成24年度一般会計補正予算について

国嶋課長

（別紙資料に基づき説明する。）

委員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清 水

新事業所というのは、リアルでしたか。そのあたりの確認をしたいのと、もう一つは、単価が結局上がったということなのかという点について伺います。

以上です。

国嶋課長

新事業所ですが、ことしの4月からリアルさんがやっています。それと、また10月からは滝川市の発達支援センターが相談支援事業所としての立ち上げを行っております。

単価等につきましては、委員のご指摘のとおり単価が見込みよりも上がっていたということでもあります。

以上です。

委員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

（なしの声あり）

委員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、（10）番、第16回厚生常任委員会における確認事項についての説明を求めます。

（10）第16回厚生常任委員会における確認事項について

国嶋課長

（別紙資料に基づき説明する。）

委員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

田 村

債務保証の①と②なのですけれども、大体は②だと思うのですけれども、①を想定しているのかどうか。例えば理事長が個人連帯保証人になるという場合で

あれば、それ相応の報酬を出す必要があるというようなことから、オンコスト保証制度を主とするのか、それとも社会福祉事業団においてそれを考えてどちらかにするという事なのか、今理事長の報酬は幾らぐらいなのか、それに対して個人連帯保証するだけの意味合い、価値があるのかどうか、どういうふうに考えていますか。

国嶋課長 まず、どちらを選択するかということは事業団の理事会内での協議になると思います。ただ、私どもで把握している限りの理事長、新理事長についてはまだ把握しておりませんが、報酬額、また理事の構成の形からいきますと、個人連帯保証をつけるというのは現実的ではないと、もし貸し付け等を受ける場合にはオンコスト方式ではないかと推定しております。以上です。

田 村 これは、市はかかわらないのか、それとも社会福祉事業団にそういうものを全て任し切りなのか、市がかかわってそういう助言をするのか、それとも全く無関係なのか、どう考えていますか。

国嶋課長 もちろん貸し付けを受ける場合、一般的な社会福祉法人、事業団に限らず、相談があった場合の助言等はさせていただきたいと思います。ただ、最終的にどれを判断するかという場合については、それぞれの法人の中での決定になると思われまます。以上です。

委員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員 長 なければ、報告済みといたします。
続きまして、(11)、「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」の制定についての説明を求めます。
(11)「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例」の制定について

小峯副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(12)、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」の制定についての説明を求めます。
(12)「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」の制定について

小峯副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、(13)、通信端末を利用した地域の見守り実証事業実施についての

説明を求めます。

須藤主査
委員長

(13) 通信端末を利用した地域の見守り実証事業実施について
(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

以上をもちまして報告事項については全て終了いたしました。

委員長

2. 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

第4回定例会以降の調査事項については、別紙のとおりとなっております。
そのように確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長
国嶋課長

3. その他について

その他について何かございますでしょうか。

住民訴訟の経過について、口頭ですが、ご報告させていただきます。

先週21日、23回の口頭弁論が行われまして、結審をいたしました。来年の2月27日、判決の言い渡しとなっております。

以上です。

委員長
清水

そのほかその他についてございますでしょうか。

社会福祉事業団の関係については、次の委員会はいつごろ予定されているでしょうか。

委員長

4定がございますので、それが終わってからとなると思いますので、今のところ未定でございます。なるべく早く開きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そのほかございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

4. 次回委員会の日程について

それでは、次回の委員会については正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

本日の会議はこれにて閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 15 : 15